

第9期介護保険料（案）

- ・令和6年度～8年度（3カ年）の介護保険料の基準月額を 6,000円 とする。
- ・介護保険料の所得段階設定については、国が示す標準の13段階にあわせて見直す。

介護保険料の所得段階設定及び基準額に対する保険料率

所得段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.285	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	基準額×0.40	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額×0.685	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.90	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (保険料基準段階)	基準額×1.00	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.20	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.30	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.50	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.70	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額×1.90	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額×2.10	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額×2.30	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額×2.40	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方

所得段階別保険料額

所得段階	保険料額 (年額)	保険料額 (月額)
第1段階	20,520円	1,710円
第2段階	28,800円	2,400円
第3段階	49,320円	4,110円
第4段階	64,800円	5,400円
第5段階 (保険料基準額)	72,000円	6,000円
第6段階	86,400円	7,200円
第7段階	93,600円	7,800円
第8段階	108,000円	9,000円
第9段階	122,400円	10,200円
第10段階	136,800円	11,400円
第11段階	151,200円	12,600円
第12段階	165,600円	13,800円
第13段階	172,800円	14,400円

算定した介護保険料（案）については3月の市議会でご審議いただき決定します